

訪問看護事業所重要事項説明書

医療法人 つくし会

訪問看護ステーションおおそね

訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションおおそね
所在地	高知県南国市大埴乙1259-5
TEL・FAX	088-864-0151
事業所指定番号	3960490039
管理者	近森 真由美
サービス提供地域	南国市 香美市 香南市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

常勤	管理者（看護師）	1名
	看護師	2名以上
	理学療法士	1名以上

3. 営業時間

月曜日から金曜日	8時30分～17時15分
土曜日	8時30分～12時30分

* 日曜日・祝祭日および12月30日から1月3日を除く月曜日から土曜日までとする。

但し、利用者の希望による契約で指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供する場合は、この限りではありません。

4. サービスの内容

- ★ 利用者の居宅へ看護師等を派遣し、主治医の指示に基づいて介護に重点をおいた看護サービスを提供します。
具体的には、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

<サービス内容>

- ①病状、障害、全身状態の観察
- ②清拭、洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄などの日常生活の援助
- ③褥創や創傷の予防及び処置
- ④日常生活訓練（機能訓練により維持向上）
- ⑤ターミナルケア、認知症患者の看護（介護支援）
- ⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦カテーテルなどの交換および管理
- ⑧その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療行為
- ⑨本人、家族への精神的支援等

5. サービス利用料金および利用者負担

別紙料金表参照ください。

*介護保険での請求が出来ず時間外対応時は1時間 2500円となります。

6・キャンセル

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	
(電話)	088-864-0151
	090-9551-5707(携帯)

- ②利用者の都合でサービスの利用を中止する場合は、できるだけサービス利用時間の24時間前までにご連絡ください。

7. 当事業所の目的と運営方針

<事業の目的>

在宅療養をしている寝たきりまたは寝たきりに準ずる状態にある老人、ターミナル期の人、精神障害、重度身体障害者等の方が、住み慣れた地域社会で生活の質の維持・向上を目指し、生活できるよう、病状などの観察や療養上の世話等を実施または助言し、本人及び家族を支援し看護サービスを提供する。

<運営方針>

- ①在宅療養の状態にある利用者に対し、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションから看護師等が訪問し、介護に重点をおいた看護サービスを提供する。
- ②訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

8. 相談窓口、苦情対応

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様 相談窓口	電話・FAX番号	(088) 864-0151
	担当者	近森 真由美
	対応時間	月～金 8時30分～17時15分 土 8時30分～12時30分

②お住まいになっている市町村役場や下記の公的機関においても苦情の申し立てが出来ます。

高知県国民健康保険団体連合会<国保連> 高知市丸の内 2-6-5 088-820-8410・8411(電話) 088-820-8413(FAX) 対応時間 8時30分～17時15分
--

南国市長寿支援課 電話 088-880-6556

香美市健康介護支援課 電話 0887-52-9280

香南市高齢者介護課 電話 0887-57-8510

9. 事故発生時の対応

- ①利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるものとする。
- ②利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ③当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

10. 利用に当たっての留意事項

- ①サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ・ 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。
 - ・ 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務(食事・掃除)をすることはできませんので、ご了承ください。
 - ・ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果につ

いて従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1 2 ・ 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 3 ・ 感染症対策

事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

(1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。

(2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。

(3) 感染症の発生及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について、職員に周知徹底する。

1 4 ・ 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の適正化について次の通りとする。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

(2) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3) 身体拘束適正化の対策を虐待防止委員会で3ヶ月に1回以上検討しその結果を職員に周知徹底する。

15・その他運営に関する重要事項

事業所としての社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、業務態勢を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 賠償保険制度に加入し、訪問中の事故（身体の障害、財物の損害）の賠償に備える。
5. 事業所は、適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場にて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人つくし会が定めるものとする。

(付則) この規定は平成16年9月1日より施行する。

(付則) 平成18年4月1日一部改訂。

(付則) 平成18年4月24日一部改訂。

(付則) 平成19年4月1日一部改訂。

(付則) 平成27年3月1日一部改訂。

(付則) 平成27年3月1日一部改訂。

(付則) 平成29年6月1日一部改訂。

(付則) 平成29年9月8日一部改訂。

(付則) 平成30年4月1日一部改訂。

(付則) 平成30年8月1日一部改訂。

(付則) 平成30年12月1日一部改訂。

(付則) 令和元年10月1日一部改訂。

(付則) 令和3年4月1日一部改訂。

(付則) 令和6年4月1日一部改訂。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。
(指定介護予防訪問看護)

事業者所在地	南国市大桶乙1259-5	
事業者名	訪問看護ステーションおおそね	
管理者	近森 真由美	印
説明者		印

指定訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。
(指定介護予防訪問看護)

利用者住所		
氏名		印
代筆住所		
氏名	(続柄:)	印